

大阪府立病院機構病院施設改修工事等に関するコンストラクション・マネジメント業務

実施要領等に係る質問書に対する回答

令和7年12月2日

地方独立行政法人 大阪府立病院機構

No.	資料名	ページ番号・様式番号	タイトル	質問	回答
1	実施要領	P6 (2)②	質疑	令和7年11月28日（金）午時6までは、午後6時までと読み替えでよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 質問メール到着後に、「3 担当部署（窓口）」から質問受理番号をメールで送付します。令和7年11月28日（金）午後6時までに、メールが届かない場合は、「3 担当部署（窓口）」に連絡してください。
2	実施要領	P8 7. (1)⑭	ヒアリング	提案書をスクリーンに投影して説明を行うと考えてよろしいでしょうか。またスクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルはご用意いただけたると考えてよろしいでしょうか。	ヒアリング時、提案書をプロジェクターで投影することは可能です。また、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルについては、当機構で用意します。詳細については、対象者に別途通知します。
3	業務委託仕様書	P1 5. (1)②	年度別事業件数	件数について、各施設（センター）毎の内訳や設計業務、工事の内訳をご教示いただくことは可能でしょうか。	令和8年度の工事等予定については、別紙1のとおりです。 令和9年度以降の工事等予定については、工事等実施年度の前年度に決定するためお答えできません。
4	業務委託仕様書	P2 (注)	現時点の見込み額及び見込み件数	CM業務は、事業額よりも発注件数に左右される思われますが、業務件数が増えた場合はCM費用の増額交渉は可能でしょうか。	原則、実績による業務委託料の変更は行いません。ただし、補正予算等で年度別総事業費額が著しく増加したことにより年度別事業件数が増加した場合はこの限りでありません。
5	業務委託仕様書	P4 6. (2)⑧（ウ）	現場定例会	現場定例会等への出席については、WEB併用としてもよろしいでしょうか。	現場定例会議等は、対面会議を想定しているため、WEBで出席する場合は、センター担当職員の承諾を受けた場合に限ります。
6	業務委託仕様書	P5 6. (2)⑭	相談業務等	対象となる各見積書の主となる価格帯はどのくらいでしょうか。	主となる価格帯は、原則、見積金額が250万円以下の修繕・小規模工事となります。
7	評価基準	P1 2配置技術者の評価 (1) 評価項目と配点	② 類似業務の実績	類似業務の定義をご教示ください。	評価基準の記載に誤りがありました。別紙2のとおり差し替えます。 配置技術者のCM業務の実績は【別表4】の業務実績に応じて評価します。

No.	資料名	ページ番号・様式番号	タイトル	質問	回答
8	評価基準 (1) 評価項目と配点	P 1 2配置技術者の評価	①同種業務の実績 ②類似業務の実績	『その際に携わった立場により評価する』とございますが、P3の2(3)及び様式3-1~7を鑑み、本記述は適用されないと理解してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 評価基準の記載に誤りがありました。別紙2のとおり差し替えます。
9	業務委託仕様書 10. その他	P 1 10. その他	(5) 履行期間の延長について	『最大2年間（令和13年3月31日まで）の履行期間の延長について協議を行う。』とございますが、委託費内訳書から2年分の建築技士単価の増を見込んで頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	履行期間の延長に係る業務委託料については、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務単価を適切に反映させていただきます。
10	業務委託仕様書 (2) 改修工事等の病院施設整備支援業務	P 4 6. 業務内容	⑥施工者の選定支援	『実施設計を行わない場合（設計施工一括発注含む。）』とございますが、現段階での御想定を「P15. 病院改修工事等の見込み」における適用範囲をお示し頂けませんでしょうか。	令和8年度の工事等予定については、別紙1のとおりです。 令和9年度以降の工事等予定については、工事等実施年度の前年度に決定するためお答えできません。
11	実施要項 配布資料 様式7, 8	P 5	—	配布様式はWord形式ですが、Powerpointに変換して作成してもよろしいでしょうか。また、データによる提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	作成形式（データ形式）は問いません。また、データの提出は不要です。
12	実施要項	—	—	ヒアリング時のデータはPowerpointとし、提案書のデータを基として編集したものを使用することと考えてよろしいでしょうか。またヒアリング時の会場のレイアウト等をご教示願えますでしょうか。	ヒアリング時の資料は、提出した提案書とし、加筆修正等の編集は認めません。 会場のレイアウトについては、別紙3のとおりです。ただし、当機構の都合により、会場及びレイアウトを変更する場合があります。対象者へは改めて連絡します。
13	実施要項 上記①～⑤に添付する書類	P 7 (3) ウ⑥	企業概要等調書 配置技術者調書	契約書（鑑）等の写し及び仕様書について、守秘義務の観点から特定情報については、黒塗りとしてよろしいでしょうか。	よろしい。 ただし、調書に記載している実績の内容（委託名称、発注者、契約期間等）が確認できない場合は、実績として認められない場合があります。